

令和6(2024)年度

ス ポ ツ 協 要 覧

2024–2025

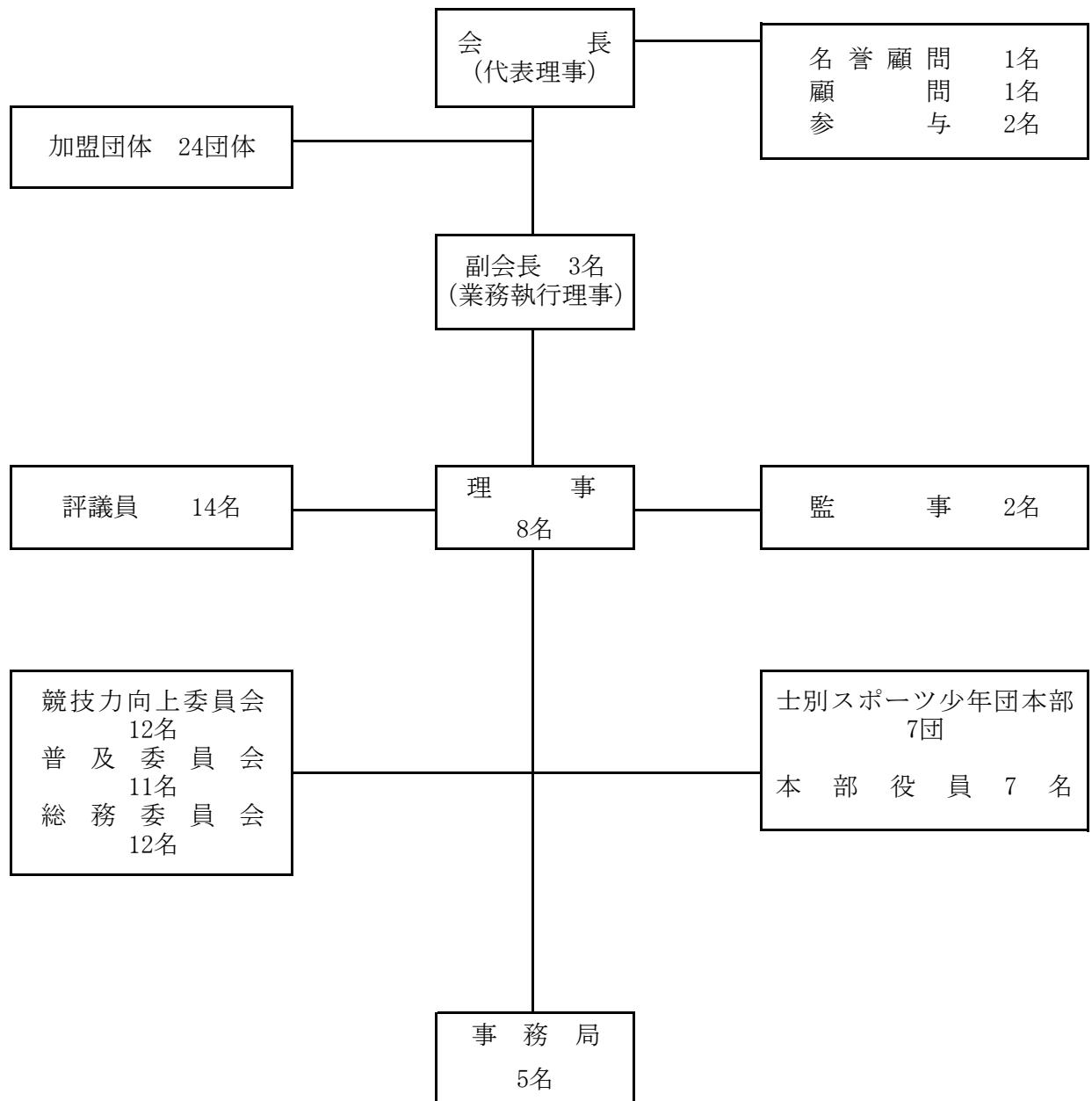


一般財団法人士別市スポーツ協会

目 次

1. 一般財団法人士別市スポーツ協会定款	1~ 9
2. 役員名簿	10~13
3. 諸規程	
一般財団法人士別市スポーツ協会理事会運営規程	14~15
一般財団法人士別市スポーツ協会評議員会運営規程	16
一般財団法人士別市スポーツ協会評議員選定委員会運営規程	17
一般財団法人士別市スポーツ協会加盟団体負担金に関する規程	18
一般財団法人士別市スポーツ協会加盟団体規程	19~20
競技力向上委員会規程	21
普及委員会規程	22
総務委員会規程	23
表彰規程・細則	24~28
士別スポーツ少年団本部規程	29~32
士別スポーツ少年団指導者協議会規程	33~34
士別スポーツ少年団基礎体力委員会規程	35~36
士別スポーツ少年団スポーツ医・科学委員会規程	37~38
士別スポーツ少年団リーダークラブ規程	39~41
全国大会選手参加奨励規程	42~44
ジュニア全道大会選手参加奨励規程	45~47
加盟団体主催三事業助成金交付基準	48
スポーツ教室開設事業規程	49~51
指導者養成事業規程	52~54
選手強化事業規程	55~57
指導者研修会参加奨励事業助成金交付基準	58
指導者研修会参加奨励事業規程	59~61
加盟団体活動助成金交付基準	62~65
4. 一般財団法人士別市スポーツ協会加盟団体	66~73
5. 士別スポーツ少年団本部加盟団体	74
6. 士別市総合型地域スポーツクラブ	75~79

一般財団法人士別市スポーツ協会組織図



1. 一般財団法人士別市スポーツ協会定款

一般財団法人士別市スポーツ協会定款

平成22年3月19日 北海道知事認可

目 次

- 第1章 総 則 (第1条・第2条)
- 第2章 目的及び事業 (第3条・第4条)
- 第3章 資産及び会計 (第5条～第8条)
- 第4章 加盟団体 (第9条～第11条)
- 第5章 評議員 (第12条～第15条)
- 第6章 評議員会 (第16条～第21条)
- 第7章 役員 (第22条～第30条)
- 第8章 理事会 (第31条～第35条)
- 第9章 士別スポーツ少年団本部 (第36条)
- 第10章 委員会 (第37条～第38条)
- 第11章 保存基準 (第39条)
- 第12章 定款の変更及び解散 (第40条～第43条)
- 第13章 公告の方法 (第44条)
- 附 則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人士別市スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道士別市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、士別市内のスポーツ団体を統轄するとともに、士別市のスポーツ振興に関する事業を行い、もって市民の体力の向上とスポーツ精神の普及に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各種スポーツ大会の開催、スポーツ教室の開設及び市民スポーツの振興
- (2) 総合型地域スポーツクラブの普及
- (3) 競技力の向上及びスポーツ指導者の養成等の普及
- (4) スポーツに関する調査研究及び情報提供を行う等、市民スポーツの推進
- (5) スポーツ少年団の育成
- (6) スポーツ功労者等の表彰
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 国債及び定期預金等の基本財産については、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、その一部を処分しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第4章 加盟団体

(加盟団体)

第9条 この法人は、次のスポーツ団体を加盟団体とする。

- (1) 士別市におけるアマチュア・スポーツを各競技別に統轄する団体
- (2) 士別市におけるアマチュア・スポーツを総合的に統轄する団体

(加入・脱退)

第10条 加盟団体の加入及び脱退は、理事会の決議及び評議員会の承認を得て決定する。

(負担金等)

第11条 加盟団体は、毎事業年度、理事会の決議によって定める負担金等を納めなければならない。

2 加盟団体がこの法人に納めた負担金等は、脱退又は除名の場合においても返還しない。

第5章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に、評議員12名以上14名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名及び次項の定めに基づいて選任された外部委員3名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員会の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の2名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

10 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第15条 評議員の報酬は、無報酬とする。

第6章 評議員会

(構 成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 この定款に定めるもののほか、評議員会運営の詳細にわたる必要事項は、別に規程で定める。

(権 限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 長期借入金の借入
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎年度4月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 残余財産の処分
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 評議員会の議事録については、議長及び出席した評議員のうち議事録署名人に選出された2名が議事録に記名押印し作成する。

第7章 役員

(役員の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事11名以上13名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を会長、3名を副会長とする。

3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び副会長は、事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。

(名譽顧問)

第29条 この法人に、1名の名譽顧問を置くことができる。

2 名譽顧問は、理事会の議決により推挙し、会長が任命する。

3 名譽顧問は、会長の求めに応じ、この法人の重要案件にかかる相談に応じることができる。

4 名譽顧問の報酬は無償とする。

(顧問)

第30条 この法人に、6名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決により推挙し、会長が任命する。

3 顧問は、会長の求めに応じ、この法人の事業全般にわたり参考意見を述べることができる。

4 顧問の報酬は無償とする。

第8章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 この定款に定めるもののほか理事会運営の詳細にわたる必要事項は別に規程で定める。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法 第96条の要件を満たしたときは理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事録については、出席した会長及び監事が、議事録に記名押印し作成する。

第9章 士別スポーツ少年団本部

第36条 この法人には、市内のスポーツ少年団によって構成する士別スポーツ少年団本部を置き、士別スポーツ少年団本部に関する規定は理事会において定める。

第10章 委員会

(常設の委員会)

第37条 この法人には、次の委員会を置く。

- (1) 本市の各競技選手の育成強化を図るとともに、広く競技力水準の向上を図ることを目的とした競技向上委員会、12名以内
 - (2) 本市の各種スポーツの普及振興を図ることを目的とした普及委員会、12名以内
 - (3) 本法人の業務に関し総合調整を図ることを目的とした総務委員会、13名以内
- 2 各委員会に関し必要な事項は、理事会において定める。

(臨時の委員会)

第38条 この法人には、必要に応じ、臨時に委員会を置くことができる。

2 臨時の委員会に関し必要な事項は、理事会において定める。

第11章 保存基準

(書類帳簿の備付け等)

第39条 この法人の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え、当該各号に定める期間これを保存しなければならない。

(1) 認可に関する書類	永	年
(2) 定款及びその変更に関する書類	永	年
(3) 登記に関する書類	永	年
(4) 役員名簿及び評議員名簿	永	年
(5) 理事会及び評議員会の議事録	永	年
(6) 監事の職務執行に関する書類	永	年
(7) 北海道庁及び士別市との往復文書	10	年
(8) その他必要な書類	10	年

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第41条 この法人は、法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配)

第42条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は、神田 英一とする。

4 この法人の最初の理事、監事は、次に掲げる者とする。

佐藤 元信（副会長）

大森 智（副会長）

佐々木文男（副会長）

上野 暉

氏家 洋一

生方 輝喜

太田 雄三

鈴木 繁幸

鷲見 謙一

土岐 浩二

森 政勝

吉倉 司

石川 和則（監事）

梅田 誠（監事）

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

石川ひとみ

市村 慎二

伊藤 洋樹

大杉 育功

小野田 勝

斎藤 昇

佐々木博文

佐々木幹夫

玉置 準一

殿山 拓哉

中館 圭司

沼田 健一

堀崎 栄

森 三千利

6 基本財産

財産の種別	財産の名称	財産取得価格
有価証券等	長期利付国債10年321回	10,000,000円
	長期利付国債10年239回	11,000,000円
	長期利付国債10年240回	10,000,000円
	長期利付国債10年248回	10,000,000円
	ス一バ定期預金元金継続	3,215,000円
	合 計	44,215,000円

7 令和3年10月1日一部改正（定款名、第1条、附則）

2. 役 員 名 簿

一般財団法人事別市スポーツ協会役員名簿

役職名	氏名	所属
名誉顧問	今井 忠則	士別卓球協会
顧問	山崎 勇	多寄町スポーツ協会
参与	金野 徳藏	士別陸上競技協会
	倉橋 千寿	士別レスリング協会

(任期：令和6年4月25日～令和8年度定時評議員会終結時)

会長	神田 英一	士別バレーボール協会
副会長	佐藤 元信	士別テニス協会
	大森 智	士別ソフトテニス連盟
	佐々木 文男	多寄町スポーツ協会
理事	藪中 晃宏	士別軟式野球連盟
	杉澤 悅男	士別相撲連盟
	窪田 博文	士別空手道連盟
	富田 孝	士別水泳協会
	佐々木 博文	士別バトミントン協会
	市村 慎二	士別バレーボール協会
	中川 順	士別ウェイトリфтинг協会
	四ッ辻 秀和	士別カーリング協会

(任期：令和4年4月28日～令和8年度定時評議員会終結時)

監事	國分 大樹	士別柔道連盟
	佐々木 幹夫	士別レスリング協会

一般財団法人士別市スポーツ協会評議員名簿

(任期：令和4年4月28日～令和8年度定時評議員会終結時)

氏 名	所 属
生 方 輝 喜	士 別 剣 道 連 盟
中 舘 佳 瞽	士 別 ソ フ ト テ ニ ス 連 盟
峯 田 規 夫	士 別 陸 上 競 技 協 会
古 川 春 男	士 別 卓 球 協 会
梅 田 淳 二	士 別 弓 道 会
上 川 学	士 別 ス キ 一 協 会
伊 藤 洋 樹	士 別 バ ス ケ ッ ト ボ ール 協 会
佐 々 木 秀 夫	士 別 ソ フ ト ボ ール 協 会
斎 藤 英 樹	上 士 別 体 育 協 会
石 川 和 則	多 寄 町 ス ポ ー ツ 協 会
松 岡 大 樹	士 別 テ ニ ス 協 会
池 田 政 幸	士 別 ト ラ ン ポ リ ン 協 会
吉 倉 司	サ フ オ ー ク ラ ン ド 士 別 サ ッ カ ー ク ラ ブ
十 河 剛 志	士 別 ゴ ル フ 協 会

一般財団法人士別市スポーツ協会評議員選定委員会委員名簿

(任期：令和4年4月28日～令和8年度定時評議員会終結時)

氏 名	所 属
生 方 輝 喜	評 議 員
佐 々 木 幹 夫	監 事
阿 部 昭	外 部 委 員
福 島 和 秀	外 部 委 員
北 村 浩 史	外 部 委 員

一般財団法人士別市スポーツ協会三委員会委員名簿

(任期：令和6年4月25日から令和8年度定時評議員会終結時)

◎競技力向上委員会（12名以内）

役職名	氏名	所属
委員長	佐藤 元信	(一財)士別市スポーツ協会副会長
副委員長	窪田 博文	(一財)士別市スポーツ協会理事
	富田 孝	(一財)士別市スポーツ協会理事
	市村 慎二	(一財)士別市スポーツ協会理事
委員	小野 健一	士別相撲連盟
	滝上 聰典	士別ソフトテニス連盟
	胡摩崎 修	士別卓球協会
	田中 穎嗣	士別弓道会
	植田 敏正	士別バトミントン協会
	樺木 孝士	士別バレーボール協会
	高橋 意治	士別レスリング協会
	喜多 伸光	士別カーリング協会

◎普及委員会（12名以内）

役職名	氏名	所属
委員長	佐々木 文男	(一財)士別市スポーツ協会副会長
副委員長	佐々木 博文	(一財)士別市スポーツ協会理事
	四ツ辻 秀和	(一財)士別市スポーツ協会理事
委員	小笠原 竜史	士別軟式野球連盟
	岡村 弥	士別剣道連盟
	國分 大樹	士別柔道連盟
	佐藤 勇斗	士別空手道連盟
	今井 淳次	士別陸上競技協会
	清 玲	士別ソフトボール協会
	松田 有矢	士別ウエイトリフティング協会
	澤田 智仁	サフォークランド士別サッカークラブ

◎総務委員会（13名以内）

役職名	氏名	所属
委員長	大森 智	(一財)士別市スポーツ協会副会長
副委員長	藪中 晃宏	(一財)士別市スポーツ協会理事
	杉澤 悅男	(一財)士別市スポーツ協会理事
	中川 卓	(一財)士別市スポーツ協会理事
委員	小野 真希	士別水泳協会
	上川 学	士別スキーアクセス
	佐々木 大輔	士別バスケットボール協会
	山田 有弘	士別体育協会
	谷 寿彰	多寄町スポーツ協会
	氏家 崇志	士別テニス協会
	湊谷 祐司	士別トランポリン協会
	十河 剛志	士別ゴルフ協会

士別スポーツ少年団本部名簿

(任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日)

役 職	氏 名
本 部 長	氏 家 洋 一
副 本 部 長	石 川 敏
	吉 倉 司
本 部 員	加 納 修
	大 留 義 幸
	氏 家 克 仁
	工 藤 正 昭

3. 諸規程

一般財団法人事別市スポーツ協会理事会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人事別市スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第31条第2項に基づきこの法人の理事会運営に関して適法かつ円滑に進めていくことを目的とする。

(理事会の種類)

第2条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は年2回以上とする。

3 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 法人法第101条第2項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集者)

第3条 第2条第3項第2号による場合は理事が、第2条第3項第3号による場合は監事が招集する。

2 会長は、前項に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事全員改選直後の理事会は各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第4条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

2 前項の書面による通知に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法による通知をすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第5条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 前項にかかわらず、会長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれにあたる。

3 理事会に付議された議題が可否同数のときは議長の採決するところによる。

4 議長は、理事会の決議に対して、理事として表決に加わることはできない。

(監事の出席)

第6条 監事は、理事会に出席し必要な場合には意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第7条 理事会が必要と認めるときには、議事に関係を有する者の出席を求めてその意見を徴することができる。

(決議事項)

第8条 理事会が決議すべき事項は次のとおりとする。

(1) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 重要な財産の処分、譲渡及び譲受

(3) 多額の借入

(4) 内部管理体制の管理

(5) 事業計画書及び収支予算書等の承認

- (6) 事業報告及び計算書類等の承認
- (7) 定款に関する各種規程
- (8) 重要な事業その他の契約の締結、解除及び変更
- (9) その他理事会が必要と認める事項

(参 与)

第9条 この法人に、参与を置くことができる。

- 2 参与は、理事会の議決により推挙し、会長が任命する。
- 3 参与は、会長の求めに応じ参考意見を述べることができる。
- 4 参与は、無償とする。

(事務局)

第10条 理事会の事務局には、事務局職員がこれにあたる。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

一般財団法人士別市スポーツ協会評議員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人士別市スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第16条第2項に基づきこの法人の評議員会運営に関して適法かつ円滑に進めていくことを目的とする。

(構成及び出席)

第2条 理事は、止むを得ない事由がある場合を除き評議員会に出席しなければならない。

2 監事は、評議員会に出席し必要な場合には意見を述べるものとする。

(招集通知)

第3条 評議員会を招集するには、会長は評議員会の開催日の10日前までに評議員に対して書面でその通知をしなければならない。

2 会長は、前項の書面による通知に代えて評議員の承諾を得た電磁的方法により通知することができる。

3 前項の規定にかかわらず評議員会は、評議員の全員の同意があるときは招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第4条 評議員会の議長は、評議員会の都度、評議員の互選により選出する。

2 議長は、評議員会の決議に評議員として加わることはできない。

3 議長は、評議員会の開催に際し出席者数を確認しなければならない。

4 議長は、評議員会の秩序を維持し議事を整理すること。

(決議)

第5条 評議員会の決議において可否同数のときは議長の決するところによる。

(評議員会への報告事項)

第6条 理事は、一般社団、一般財団法人法並びに定款に定める事項について、評議員会へ報告するものとする。

2 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査するものとし、この場合において法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があると認めたときは、その調査結果を評議員会に報告するものとする。

(理事等の説明義務)

第7条 理事及び監事は、評議員会において評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、その事項が評議員会の目的である事項に関しないものであるとき、その他正当な理由があり、その理由が法令で定められているときは、その限りでない。

(事務局)

第8条 評議員会の事務局には、事務局職員がこれにあたる。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

一般財団法人士別市スポーツ協会評議員選定委員会運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人士別市スポーツ体育協会（以下「本協会」という。）定款第13条第4項に基づき、本協会の評議員を選定するために設置する評議員選定委員会（以下「選定委員会」という。）に関する事項について規定し、その円滑な運営を図ることを目的とする。

(任 務)

第2条 選定委員会は、本協会の評議員の選任及び解任について決議する。

(選定委員会委員)

第3条 選定委員会委員は、定款第13条第2項に定める委員構成とし、うち1名を選定委員会委員の互選により議長とする。

2 選定委員会の外部委員の選任については、定款第13条第3項の規定により選任する。

(選定委員会委員の任期)

第4条 選定委員会委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した選定委員の後任として選任された選定委員の任期は、退任した選定委員の任期の満了する時までとする。

(招 集)

第5条 選定委員会は会長が招集する。

(報 酬 等)

第6条 選定委員会委員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用は、本協会旅費規程に準じ実費弁償する。

(議 事 錄)

第7条 選定委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した選定委員全員が記名押印し、理事会に提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

一般財団法人士別市スポーツ協会加盟団体負担金に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人士別市スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第11条に基づく加盟団体負担金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(加盟団体負担金)

第2条 本協会に加盟しようとする団体は、年負担金として10,000円を納めなければならない。

(改 廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会で諮り評議員会の承認を経て行なう。

(補 則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

一般財団法人事別市スポーツ協会加盟団体規程

第1条 この規程は、一般財団法人事別市スポーツ協会定款第9条による加盟団体に関することを定める。

第2条 加盟団体は、本市におけるアマチュア・スポーツを各競技別及び各地域別（上士別・多寄・温根別）に総括代表する唯一の団体でなければならない。

第3条 加盟団体は、毎年度事業終了後、1箇月以内にその年度の事業報告並びに収支決算書を、また、年度始めに事業計画書及び収支予算書を提出しなければならない。

第4条 加盟団体は、定款第11条第1項及び加盟団体負担金に関する規程第2条に規定する負担金等を納めなければならない。

第5条 加盟団体は、選出評議員並びに会則その他提出書類に変更があった場合は、直ちにその旨を届けなければならない。

第6条 新たに加盟しようとする団体は、その代表者より下記の書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 規約又は規程
- (3) 組織一覧表
- (4) 前年度事業概況及び収支決算書
- (5) 当該年度事業計画書及び収支予算書
- (6) 役員名簿

第7条 加盟の承認を得た団体は、直ちに第4条に規定する負担金を納めなければならない。

第8条 この規程の変更は、理事会の承認を受けなければならない。

附 則

- 1 この規程は、昭和62年11月25日から施行する。
- 2 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

別紙

加盟申請書

令和 年 月 日

一般財団法人士別市スポーツ協会
会長 神田英一様

加盟団体会長名

印

加盟申請書の提出について

このことについて、別紙のとおり申請書類を添付し、加盟申請をいたしますので、
お取計らいのほどよろしくお願ひ申し上げます。

記

- | | | |
|----|------------------|----|
| 1. | 団体規約又は規程 | 1部 |
| 2. | 組織一覧表 | 1部 |
| 3. | 前年度事業概況及び収支決算書 | 1部 |
| 4. | 当該年度事業計画書及び収支予算書 | 1部 |
| 5. | 役員及び会員名簿 | 1部 |

競技力向上委員会規程

第1条 この規程は、一般財団法人士別市スポーツ協会定款第37条第1項第1号に基づいて設置された競技力向上委員会（以下「委員会」という。）に関するることを定める。

第2条 この委員会は、本市の各競技選手の育成強化を図るとともに、広く競技力水準の向上を期するため、次の事項について審議し理事会の承認を経て、これを処理する。

- (1) 競技力向上のための総合的対策に関すること。
- (2) 各加盟団体の選手強化についての助言と協力に関すること。
- (3) 指導力向上を図るための講習会、研修会等の開催に関すること。
- (4) 競技力向上のための調査研究活動に関すること。
- (5) その他、目的達成に必要な事項

第3条 この委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 加盟団体より選任された委員 8名以内
- (2) 会長が指名する理事 4名以内
- (3) 会長が委嘱する若干名の学識経験者

第4条 この委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

第5条 委員長は、定款第22条第2項に規定する副会長をもって充て職とする。

2 副委員長は、委員長が委員会に諮って選出し、会長が委嘱する。

第6条 委員長は、委員会を代表し会務を掌理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
3 副委員長の委員長職務の代理は、あらかじめ委員長が指名する副委員長があたる。
4 委員は、この委員会の会務を処理する。

第7条 委員及び役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 この委員会の機構及び事業の方針、その他重要事項については、委員会の議決を経て、かつ理事会の承認を受けなければならない。

第9条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

第10条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

第11条 委員が委員会に出席できないときは、他の委員に委任することができる。

第12条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。

2 可否同数のときは、議長がこれを決定する。

第13条 この規程の変更は、委員会の議決を経て、理事会の承認を受けなければならない。

附 則

- 1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

普及委員会規程

第1条 この規程は、一般財団法人士別市スポーツ協会定款第37条第1項第2号に基づいて設置された普及委員会（以下「委員会」という。）に関することを定める。

第2条 この委員会は、本市のスポーツの普及振興を図るため、次の事項について審議し理事会の承認を経てこれを処理する。

- (1) 指導者の養成制度の確立と、地域及び職域の体育指導者の養成と活用に関すること。
- (2) スポーツ教室の開催と地域及び職域における各種スポーツクラブの育成拡充に関すること。
- (3) 加盟団体組織の拡充強化に関すること。
- (4) スポーツの安全対策に関すること。
- (5) スポーツ傷害保険加入促進に関すること。
- (6) スポーツの普及と体力向上についての指導、調査研究及び広報活動に関すること。
- (7) 体育施設の整備拡充の促進に関すること。
- (8) その他、目的達成に必要な事項

第3条 この委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 加盟団体より選任された委員 8名以内
- (2) 会長が指名する理事 4名以内
- (3) 会長が委嘱する若干名の学識経験者

第4条 この委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

第5条 委員長は、定款第22条第2項に規定する副会長をもって充て職とする。

2 副委員長は、委員長が委員会に諮って選出し、会長が委嘱する。

第6条 委員長は、委員会を代表し会務を掌理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
3 副委員長の委員長職務の代理は、あらかじめ委員長が指名する副委員長があたる。
4 委員は、この委員会の会務を処理する。

第7条 委員及び役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 この委員会の機構及び事業の方針その他重要事項については、委員会の議決を経て、かつ理事会の承認を受けなければならない。

第9条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

第10条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

第11条 委員が委員会に出席できないときは、他の委員に委任することができる。

第12条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。

2 可否同数のときは、議長がこれを決定する。

第13条 この規程の変更は、委員会の議決を経て理事会の承認を受けなければならない。

附 則

- 1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

総務委員会規程

第1条 この規程は、一般財団法人士別市スポーツ協会定款第37条第1項第3号に基づいて設置された総務委員会（以下「委員会」という。）に関することを定める。

第2条 この委員会は、本協会の業務に関し総合調整を図るとともに次の事項について審議し理事会の承認を経て、これを処理する。

- (1) 定款その他諸規程の改廃等に関すること。
- (2) スポーツ振興に必要な資金の調達に関すること。
- (3) 基本財産、運用財産など必要な資金調達に関すること。
- (4) 体育施設の管理運営に関すること。
- (5) その他、他の委員会に属さないこと

第3条 この委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 加盟団体より選任された委員 9名以内
- (2) 会長が指名する理事 4名以内
- (3) 会長が委嘱する若干名の学識経験者

第4条 この委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

第5条 委員長は、定款第22条第2項に規定する副会長をもって充て職とする。

2 副委員長は、委員長が委員会に諮って選出し、会長が委嘱する。

第6条 委員長は、委員会を代表し会務を掌理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 副委員長の委員長職務の代理は、あらかじめ委員長が指名する副委員長があたる。
- 4 委員は、この委員会の会務を処理する。

第7条 委員及び役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 この委員会の機構及び事業の方針その他重要事項については、委員会の議決を経て、かつ理事会の承認を受けなければならない。

第9条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

第10条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

第11条 委員が委員会に出席できないときは、他の委員に委任することができる。

第12条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。

2 可否同数のときは、議長がこれを決定する。

第13条 この規程の変更は、委員会の議決を経て理事会の承認を受けなければならない。

附 則

- 1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成2年11月28日から施行する。
- 3 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

一般財団法人事別市スポーツ協会表彰規程

(根 拠)

第1条 この規程は、一般財団法人事別市スポーツ協会定款第4条第6号に関するることを定める。

(目 的)

第2条 この規程は、士別市における地域又は、職場においてスポーツの健全な普及及び発展に貢献し、もってスポーツの振興に顕著な成果をあげた体育関係者、並びに体育団体を表彰することを目的とする。

(表彰の種類及び基準)

第3条 表彰の種類及び基準は、次の各号に該当する個人又は団体とする。

(1) スポーツ功績賞

本協会の役員として、永年にわたって士別市のスポーツ振興に功労功績のあった個人。

(2) スポーツ功労賞

(ア) 各加盟団体の会長にあっては、おおむね10年にわたって組織の育成強化に功労のあった個人。

(イ) 各加盟団体の副会長、理事長等の職にあっておおむね20年、かつ年齢が40歳（表彰日で満40歳に達する）以上でその業績が優秀にして人格識見ともに他の模範と認められる個人。

(3) スポーツ賞

(ア) 地域社会、職場、競技団体、若しくはスポーツクラブ等において、スポーツの普及、奨励のためその企画や指導に積極的にあたり、優れた実績がある個人、団体。

個人については年齢が40歳（表彰日で満40歳に達する）以上の者。

(イ) 国民スポーツ大会、全日本選手権大会並びに全国の各種大会において上位の入賞若しくは、それに準じた成績を収めた個人、団体。

(ウ) 転勤を伴う職場に在職する者については、別途考慮する。

(4) スポーツ栄誉賞

士別市出身で国際大会において上位入賞を収めた個人、団体。

(5) スポーツ特別賞

生前スポーツの振興に優れた実績を残した個人。

(6) スポーツ奨励賞

(ア) 全道的競技団体、高体連が主催及び主管する全道大会において、優勝若しくはそれに準じた成績を収め、又は全国規模の各種大会で入賞した個人、団体。

(イ) 士別市出身で全国規模の大会で、活躍され上位入賞を収めた個人。

(7) ジュニア・スポーツ奨励賞

全道的競技団体、全道中体連が主催及び主管する全道大会において、優勝若しくはそれに準じた成績を収め、又は全国規模の各種大会で入賞した小、中学生個人、団体。

(8) 生涯スポーツ賞

30年以上にわたるスポーツ活動の実践を通して、生涯スポーツの普及振興に寄与し、その貢献度が高く評価される満70歳以上の者。

(選考委員会)

第4条 本協会に、表彰受賞者の選考・決定を行うため選考委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

第5条 この委員会は、次の委員をもって構成する。

(1) 本協会の役員

(2) 会長が委嘱する学識経験者若干名

第6条 この委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

第7条 委員会の役員は委員の互選とする。

第8条 委員長は、委員会を代表し会務を掌理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 副委員長の委員長職務の代理は、あらかじめ委員長が指名する者があたる。

第9条 委員及び役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

第11条 委員会は、委員の3分の2以上出席しなければ開会することができない。

第12条 委員が委員会に出席できないときは、他の委員に委任することができる。

第13条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。

2 可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(被表彰者の推薦)

第14条 各加盟団体等にあっては当該被表彰者を別紙推薦書により定められた期日までに事務局へ提出する。

(表彰の時期)

第15条 表彰は、市民スポーツのつどいの日に行う。

(表彰の方法)

第16条 表彰は、表彰状を贈るものとする。

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会で定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和63年8月9日から施行する。
- 2 この規程は、平成2年11月28日から施行する。
- 3 この規程は、平成6年9月16日から施行する。
- 4 この規程は、平成9年7月29日から施行する。
- 5 この規程は、平成12年9月11日から施行する。
- 6 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、令和3年10月1日から施行する。
- 9 この規程は、令和6年7月1日から施行する。

別紙

士別市スポーツ表彰推薦書

令和 年 月 日

一般財団法人士別市スポーツ協会

会長 神田英一様

推薦団体代表者

印

一般財団法人士別市スポーツ協会表彰規程に基づき、次のとおり推薦します。

区分	1. スポーツ功績賞 2. スポーツ功労賞 3. スポーツ賞 4. スポーツ栄誉賞		5. スポーツ特別賞 6. スポーツ奨励賞 7. ジュニア・スポーツ奨励賞 8. 生涯スポーツ賞	
	推薦を受ける者	ふりがな ----- 氏名	生年月日	大・昭・平・令(男・女) 年 月 日 (才)
推薦を受ける団体	住 所	勤務先		
	ふりがな ----- 名 称	代 表 者 氏 名		
人 格 ・ 識 見				
事 績 の 概 要				
推 薦 の 理 由				
参 考 事 項				

一般財団法人士別市スポーツ協会表彰規程細則

(目的)

第1条 この細則は、本協会表彰規程に関わる選考基準を補完するとともに円滑な選考に寄与することを目的とする。

(スポーツ功績賞)

第2条 表彰規程第3条第1号に規定する授賞については、理事会及び評議員会の決議、承認により推薦された者とする。

(スポーツ功労賞)

第3条 第3条第2号(ア) (イ) でいう「おおむね」とは、表彰規程に規定する年数の80%以上をいう。ただし、次のやむを得ない状況の場合に限る。

- (1) 健康上の理由による辞任
- (2) 転出による辞任
- (3) 会長が特に必要と認めた場合

第4条 第3条第2号(イ) でいう「副会長、理事長等の職」とは、副理事長、何々部長など表彰規程と同等程度の役職も含めることとする。

(スポーツ賞)

第5条 第3条第3号(ア)における推薦については、推薦団体の正副会長を含む役員間で協議することとする。

2 指導者として次に掲げる実績を授賞の基準とする。

- (1) 長年少年団チーム等の指導育成に貢献していること。
- (2) 技術指導等で多くの優秀選手を輩出していること。
- (3) 審判員等の育成指導に多大な貢献をしていること。
- (4) 受賞年も含め、長年所属団体等の指導的役職を担っていること。

第6条 第3条第3号(ウ)における学校教師等の推薦にあたっては、士別市での在職年数が、おおむね10年（通算も考慮）において、この間、所属校をはじめ市内スポーツクラブや少年団にも積極的な指導と優れた技量を発揮し、多くの優秀チーム（団体）や個人を育成してきた場合を推薦の基準とすることに留意する。

(スポーツ奨励賞)

第7条 第3条第6号に定める授賞については、次の3大会において活躍し、全国大会への出場権を得て本大会に参加した個人及び団体とする。

2 前項の3大会とは、次のとおりとする。

- (1) インターハイ（全道高等学校総合体育大会）
- (2) 全道高等学校選抜〇〇大会
- (3) 国民スポーツ大会北海道〇〇予選会

第8条 第3条第6号(ア)における優勝、若しくはそれに準じた成績とは次の場合とする。

- (1) 各競技種目の全道大会における成績により、全国大会への出場権を得て本大会に参加した場合
- (2) 決勝等で敗れはしたが士別市民全体に大きな感動を与えるような戦いをした場合

(ジュニアスポーツ奨励賞)

第9条 第3条第7号に定める授賞については、全道中学校体育大会において活躍し、全国大会への出場権を得て本大会に参加した小中学生個人及び団体とする。

第10条 第3条第7号におけるそれに準じた成績とは、次の場合とする。

- (1) 各競技種目の全道中学校体育大会における成績により、全国大会への出場権を得て本大会に参加した場合
 - (2) 決勝等で敗れはしたが士別市民全体に大きな感動を与えるような戦いをした場合
- (生涯スポーツ賞)**

第11条 第3条第8号に定める授賞については、原則として現在も現役で活躍している選手及び指導者とする。

2 30年以上のスポーツ活動とは、士別市での実践活動を意味する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年7月1日から施行する。

士別スポーツ少年団本部規程

第1章 総 則

(設置及び事務局)

第1条 この規程は、一般財団法人士別市スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第36条に基づいて士別スポーツ少年団本部を設置し、事務局を士別市総合体育館内に置く。

(名 称)

第2条 この機関は、士別スポーツ少年団本部（以下「本部」という。）と称す。

第3条 本部は、士別市内のスポーツ少年団に登録された構成団体をもって組織体とする。

2 前項の登録は毎年度これを更新するものとする。

(目 的)

第4条 生涯学習の理念に基づき、スポーツと地域での諸活動を通して心と身体の調和のとれた団員及び単位団と母集団を育成する。更には、明るく豊かな市民生活の形成を目指し国際感覚あふれた人づくりを目的とする。

(事 業)

第5条 本部は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成と活用
- (2) スポーツ少年団の育成指導と援助
- (3) 体力テスト会の実施
- (4) 交流行事の実施
- (5) 各種スポーツ少年大会への派遣
- (6) スポーツ少年団活動の調査と研究
- (7) 日本スポーツ少年団及び北海道スポーツ少年団への登録
- (8) 育成母集団の育成と援助
- (9) その他、目的を達成するために必要な事業

第6条 本部は、前条の事業に関する決定及び実施を有するものとする。

第2章 役 員

(役 員)

第7条 本部に次の役員を置く

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 3名以内
- (3) 本部員 5名以上10名以内
- (4) 代議員 単位スポーツ少年団ごとに1名

(役員の選任)

第8条 役員の選任は次のとおりとする。

- (1) 本部長は、本協会理事会において推挙し、理事会の議決によって会長が委嘱する
- (2) 副本部長は、本部員会において選任し、本部長が委嘱する

(3) 本部員は、日本スポーツ少年団認定育成員の中から選任する。また、スポーツ少年団に設置されている指導者協議会、基礎体力委員会、スポーツ医科学委員会及びリーダクラブにおける委員長は充て職とする

2 前項のほか、本部長は次の者を指名することができる。

(1) 本協会役員

(2) 学識経験者

(3) 本部長が特に必要として指名するもの

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。

ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員する役員の任期も同様とする。

3 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまではその職務を担う。

(役員の任務)

第10条 本部長は、本部を代表し、団務を統轄する。また、本部役員会において選出した上川管内スポーツ少年団連絡協議会の代議員を、本部長が委嘱する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは副本部長が代理をする。

3 本部員は本部の企画運営等にあたる。

(顧問)

第11条 本部に顧問を置くことができる。

2 顧問は役員会の承認により本部長が委嘱する。

3 顧問は重要事項につき本部の諮問に応じる。

第3章 会議

(会議の種類)

第12条 本部の会議は役員会及び代議員会とする。

2 会議は本部長が招集し議長となる。

(役員会)

第13条 役員会は必要に応じ開催する。

2 本部員会、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部の団務を定め執行にあたる。

3 本部員会は構成員の半数以上が出席しなければ開会することができない。

4 本部員会の議事は出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決める。

(代議員会)

第14条 代議員会は毎年1回開催し、次の事項を審議する。

(1) 規程の改廃

(2) 事業計画及び報告

(3) 予算及び決算

(4) その他業務に関する重要な事項

2 本部長が必要と認めたときは臨時代議員会を招集することができる。

3 代議員会は、代議員の半数以上が出席しなければ開会することができない。

第15条 代議員会の審議事項は、出席者の過半数をもって決め、可否同数のときは、議長がこれを決める。

第4章 協議会

(指導者協議会)

第16条 本部に、指導者の資質及び指導力向上のために指導者協議会を置く。

2 前項に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

(母集団協議会)

第17条 本部に、母集団協議会を置くことができる。

2 母集団協議会は、スポーツ少年団の活動及び健全な育成援助にあたる。

3 母集団協議会に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

第5章 委員会

(委員会)

第18条 本部に次の委員会を置くことができる。

(1) 基礎体力委員会

(2) スポーツ医・科学委員会

2 各委員会に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

(臨時の委員会)

第19条 本部には、必要に応じて臨時に委員会を置くことができる。

2 臨時の委員会に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

第6章 リーダークラブ

(リーダークラブ)

第20条 本部に士別スポーツ少年団リーダークラブを置くことができる。

2 リーダークラブに関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第7章 会計

(会計)

第21条 本部の経費は本協会の一般会計とし、本協会定款で定めるところにより処理する。

第8章 事務局

(事務局)

第22条 本部の事務を処理するために、本協会の事務局員をもってあたる。

第9章 本規程の変更

(規程の変更)

第23条 この規程は本部の合意を得て、本協会理事会をもって変更することができる。

第10章 各種研修会上限負担金

(上限負担金)

第24条 第16条から第20条に規定する関係者が、第5条に規定する事業に自費で出席する場合には、別表に定める基準により負担金を支給することができる。ただし、自費で出席する別表以外のスポーツ少年団事業に関する負担金については、別途、会長が必要と認めた場合に支給することが出来る。

別 表 (自費の場合の上限負担金内訳)

登録区分	道 内	道 外	海 外	主な対象事業
団員登録者	3,000円上限	10,000円上限	30,000円上限	<ul style="list-style-type: none">・北海道少年スポーツ大会・全国スポーツ少年大会・北海道スポーツ少年リーダー研修会・日本スポーツ少年団ジュニア・リーダースクール・日中青少年スポーツ団員派遣事業・日本スポーツ少年団シニア・リーダースクール・日独スポーツ少年団同時交流事業
指導者登録者	3,000円～ 10,000円上限	10,000円上限	30,000円上限	<ul style="list-style-type: none">・北海道スポーツ少年団指導者研究大会・北海道スポーツ少年団指導者・母集団研修会・体力テスト指導員研修会
認定育成員	10,000円上限	30,000円上限		<ul style="list-style-type: none">・スポーツ少年団認定育成員研修会

附 則

- 1 この規程は、昭和55年4月30日から施行する。
- 2 この規程は、昭和61年4月25日から施行する。
- 3 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成3年5月24日から施行する。
- 5 この規程は、平成8年7月12日から施行する。
- 6 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成12年4月13日から施行する。
- 8 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 9 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 10 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

士別スポーツ少年団指導者協議会規程

(総 則)

第1条 この規程は、一般財団法人士別市スポーツ協会士別スポーツ少年団本部規程第16条に基づき設置された、士別スポーツ少年団指導者協議会（以下「協議会」という。）に関することを定める。

(事務局)

第2条 事務局は、士別スポーツ少年団本部内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、士別スポーツ少年団登録指導者（以下「指導者」という。）は、相互の連帯と資質、指導力の向上及び指導活動の促進に務め、スポーツ少年団の育成と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 指導者相互の研修及び資質の向上に関すること。
- (2) 指導者の交流と情報交換に関すること。
- (3) 指導者の養成に関すること。
- (4) 指導法と指導技術の研修、情報交換に関すること。
- (5) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第5条 協議会は、日本スポーツ少年団認定育成員及び日本スポーツ少年団認定員、（公財）日本スポーツ協会公認体力テスト指導者並びに士別スポーツ少年団登録指導員、本部役員から選任されたものをもって構成する。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 運営委員 5名以内

(役員の選任)

第7条 役員は、第5条の定める構成員の中から選任し、士別スポーツ少年団本部長が委嘱する。

- 2 前項のほか、学識経験者から若干名を役員として委嘱することができる。
- 3 委員長及び副委員長は役員の互選で決定する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合は、補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を担うものとする。

(役員の任務)

第9条 委員長は、協議会を代表し、会務を統轄する。

- 2 委員長は、協議会の議長となる。また、副本部長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは副委員長が職務を代理する。
- 3 運営委員は協議会の企画運営にあたる。

(総 会)

第10条 総会は毎年1回開催する。

- 2 総会は構成員の半数以上が出席しなければ開会することができない。
- 3 総会は次の事項について審議し、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
 - (1) 事業計画及び事業報告
 - (2) 予算及び決算の承認
 - (3) 役員の選出
 - (4) その他業務に関する重要な事項

4 協議会は、事業に関する企画立案及び運営など必要に応じ隨時開催することができる。

(役員会)

第11条 役員会は必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

(会 計)

第12条 協議会の経費は本部予算の中において経理する。

(規程の変更)

第13条 この規程は総会の合意を経て、本部の承認を受けてから本協会理事会をもって変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、昭和62年7月9日から施行する。
- 2 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成8年7月12日から施行する。
- 4 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成22年9月1日から施行する。
- 7 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

士別スポーツ少年団基礎体力委員会規程

(総 則)

第1条 この規程は、士別スポーツ少年団本部規程（以下「本部」という。）第18条に基づき、設置された士別スポーツ少年団基礎体力委員会に関することを定める。

(名 称)

第2条 本部の基礎体力委員会（以下「委員会」という。）と称す。

(事 務 局)

第3条 事務局は、士別スポーツ少年団本部内に置く。

(目 的)

第4条 スポーツ少年団活動の必須科目である基礎体力づくりを科学的にとらえ、幼少年期における基礎体力向上の調査、研究を行い、心身ともバランスのとれた総合的な体力づくりの実践を図ることを目的とする。

(事 業)

第5条 この委員会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 体力テストの実施
- (2) 幼少年期における基礎体力の調査・研究
- (3) 基礎体力向上プログラムの研究・開発
- (4) 運動意識の調査と運動実施のかかわり
- (5) 基礎体力の追跡調査の実施
- (6) 基礎体力向上に関する指導法と指導技術における資質の向上・研修
- (7) (公財)日本スポーツ協会公認体力テスト指導員及び判定員に関すること。
- (8) その他、目的を達成するために必要な事項

(構 成)

第6条 この委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) (公財)日本スポーツ協会公認体力テスト指導員及び判定員
- (2) 日本スポーツ少年団認定育成員
- (3) 日本スポーツ少年団認定員
- (4) 運動学等に関する諸分野の学識経験者
- (5) 本部長が特に必要として指名するもの

(役 員)

第7条 この委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 運営委員 5名以内

(役員の選任)

第8条 役員は、第6条の定める構成員の中から選任し、士別スポーツ少年団本部長が委嘱する。

- 2 前項のほか、学識経験者から若干名を役員として委嘱することができる。
- 3 委員長及び副委員長は役員の互選で決定する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合は、補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を担うものとする。

(役員の任務)

第10条 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員はこの委員会の会務を処理する。

(会議)

第11条 委員会の会議は、役員会、委員会とし、必要に応じ開催する。

2 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

3 会議の議事は、出席役員の過半数をもって決する。

(会計)

第12条 委員会の経費は本部予算の中において経理する。

(規程の変更)

第13条 この規程の変更は、委員会の議決を経て、本部役員会の承認を受けなければならない。

附 則

1 この規程は、平成3年7月17日から施行する。

2 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

3 この規程は、平成22年9月1日から施行する。

4 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

士別スポーツ少年団スポーツ医・科学委員会規程

(総 則)

第1条 この規程は、士別スポーツ少年団本部規程（以下「本部」という。）第18条に基づき、設置された士別スポーツ少年団スポーツ医・科学委員会に関するることを定める。

(名 称)

第2条 士別スポーツ少年団スポーツ医・科学委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(事 務 局)

第3条 事務局は、士別スポーツ少年団本部内に置く。

(目 的)

第4条 幼少年期のスポーツにおける障害と傷害の調査、研究を行い、発育や発達にあった、正しく安全な活動の実践を図ることを目的とする。

(事 業)

第5条 この委員会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ医・科学研究に関すること。
- (2) 健康管理に関すること。
- (3) スポーツによる傷害と障害の調査及び防止に関すること。
- (4) スポーツ相談に関すること。
- (5) その他、目的を達成するために必要な事項

(構 成)

第6条 この委員会の役員が、次の者をもって構成する。

- (1) 日本スポーツ少年団認定育成員
- (2) 日本スポーツ少年団認定員
- (3) スポーツ医・科学に関する諸分野の学識経験者
- (4) 本部長が特に必要として指名するもの

(役 員)

第7条 この委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 若干名

(役員の選任)

第8条 役員は、第6条の定める構成員の中から選任し、士別スポーツ少年団本部長が委嘱する。

- 2 前項のほか、学識経験者から若干名を役員として委嘱することができる。
- 3 委員長及び副委員長は役員の互選で決定する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合は、補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を担うものとする。

(役員の任務)

第10条 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員はこの委員会の会務を処理する。

(会議)

第11条 この委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(会計)

第12条 この委員会の経費は、本部予算の中において経理する。

(規程の変更)

第13条 この規程の変更は、委員会の議決を経て、本部役員会の承認を受けなければならない。

附則

1 この規程は、平成3年7月17日から施行する。

2 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

士別スポーツ少年団リーダークラブ規程

(総 則)

第1条 この規程は、士別スポーツ少年団本部規程（以下「本部」という。）第20条に基づき、設置された士別スポーツ少年団リーダークラブに関することを定める。

(名 称)

第2条 本部のリーダークラブ（以下「クラブ」という。）と称する。

(事 務 局)

第3条 事務局は、士別スポーツ少年団本部内に置く。

(目 的)

第4条 スポーツ少年団における青少年リーダーを組織的に育成し、日常の活動をとおし資質の向上を図り、将来のスポーツ少年団指導者に養成することを目的とする。

(事 業)

第5条 クラブは、その目的を達成するために次の事業を行う。

(1) リーダーの養成（ただし、資格認定に関することは本部事業）

- ① 士別スポーツ少年団リーダースクールの開催
- ② 日本スポーツ少年団ジュニア・シニアリーダースクールへの派遣

(2) リーダーの交流・研修

- ① 全国・北海道及びブロックスポーツ少年大会への派遣
- ② 各スポーツ少年大会及びジュニアリーダーへの運営係員派遣
- ③ スポーツ少年団同時交流への派遣

(3) スポーツ少年団の集い

(4) 社会参加活動

(5) その他、目的を達成するために必要な事項

(構 成)

第6条 このクラブ会員は、次の者をもって構成する。

- (1) 日本スポーツ少年団ジュニアリーダー及びシニアリーダー
- (2) 士別スポーツ少年団ジュニアリーダー及びシニアリーダー

(役 員)

第7条 リーダークラブに次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 運営委員 5名以内

(役員の選任及び任期)

第8条 このクラブの役員は、総会において選出し、本部長が委嘱する。

- (1) 士別スポーツ少年団本部役員並びに協議会、各委員会、学識経験者から選任する
- (2) 本部長が特に必要として指名するもの
- (3) 役員の任期は本部役員の任期期間とし、再任を妨げない

2 委員長及び副委員長は、役員の中から選任する。また、副委員長には、高校生以上の日本スポーツ少年団シニアリーダー並びに士別スポーツ少年団シニアリーダー認定者から選出することができる

(役員の任務)

- 第9条 委員長は、クラブを代表し、会務を掌理する。
- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 運営委員はこのクラブの会務を処理する。

(会議)

- 第10条 役員会を総会とする。
- 2 役員会は、必要に応じ開催する。
- 3 総会は、年1回開催し、次の事項を審議する。また、必要に応じ臨時に開催することができる。
- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) その他業務に関する重要事項
- 4 役員会及び総会は、委員長が招集し、その議長となる。

(指導員)

- 第11条 このクラブに次の指導員を置き、運営全般に指導助言を行う。
- (1) 日本スポーツ少年団育成指導員（1名を主任指導員とする）
- (2) 本部派遣役員

(リーダー養成)

- 第12条 士別スポーツ少年団リーダーの資格を得るには、次のスクールを受講し認定を受ける。

- 1 ジュニアリーダースクール
- (1) 受講資格
- ① スポーツ少年団登録団員
- ② 団活動暦2ヶ月以上の小学校5年生以上中学校2年生までの者
- (2) カリキュラムは、次の内容から設定する（15単位又は15時間以内）
- ① スポーツ少年団とは
- ② スポーツ少年団リーダーとは
- ③ 活動プログラムの実践（スポーツ活動、交歓交流活動、集団生活、集団行動）
- ④ 話し合い
- 2 シニアリーダースクール
- (1) 受講資格
- ① スポーツ少年団登録団員
- ② 中学生2年生以上高校3年生までの者
- ③ ジュニアリーダーの認定者
- (2) カリキュラムは、次の内容を設定する（30単位又は30時間）
- ① スポーツ少年団とは（意義と原則/組織と活動）
- ② リーダーとは
- ③ 少年期の発育発達
- ④ スポーツの指導
- ⑤ 安全管理
- ⑥ 体力テスト
- ⑦ グループワーク
- ⑧ 運動プログラム

⑨ 交歓交流活動の実践

⑩ 研究協議

3 資格認定

ジュニア及びシニアリーダースクール修了者は「士別スポーツ少年団ジュニア及びシニアリーダー」として認定し、認定書を交付する。

4 認定期間

(1) 更新 スポーツ少年団の団員登録をもって更新手続きとする

(2) 喪失 次の各号に該当するとき、その資格を失う

① スポーツ少年団の組織から退いたとき

② リーダーとしてふさわしくない行為があったとき

第13条 日本スポーツ少年団リーダーの養成及び派遣資格は、次のとおりとする。

1 北海道スポーツ少年団ジュニアリーダースクール

(1) 士別スポーツ少年団ジュニアリーダー認定者

2 日本スポーツ少年団シニアリーダースクール

(1) 士別スポーツ少年団シニアリーダースクール認定者及び北海道スポーツ少年団ジュニアリーダー認定者

(会計)

第14条 このクラブの経費は、本部予算の中において経理する。

(規程の変更)

第15条 この規程の変更は、総会の議決を経て、本部役員会の承認を受けなければならない。

附 則

1 この規程は、平成3年7月17日から施行する。

2 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

3 この規程は、平成22年9月1日から施行する。

全国大会選手参加奨励規程

1. 目的 各種大会において、全国大会（国際）への出場権を獲得し、出場する団体・個人に対し奨励金を支出する。
2. 対象範囲 本協会加盟団体及び加盟団体が認める傘下団体に所属する個人又は団体とする。ただし、学校運動部は別途協議するものとする。
3. 区分
- | | |
|--------|--------------------------------|
| (1) 団体 | 士別市内にある学校・職場・クラブ団体等 |
| (2) 個人 | 士別市内の学校に通学する生徒
士別市内に在住する社会人 |
4. 金額
- | | |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 団体 | 監督（コーチ等）1名と登録選手を対象とし 1名につき「3,000円」とし「40,000円」を上限とする。ただし、予選会を伴わない場合は半額とする。
国際大会は別途協議する。 |
| (2) 個人 | 【社会人】 「10,000円」（年度内複数回可）ただし、予選会を伴わないマスターズ大会及び社会人大会、更には標準記録到達扱い及びポイント制での出場枠は「5,000円」（年度内 1回）
【高校生】 「10,000円」（年度内複数回可）ただし、標準記録到達扱い及びポイント制での出場枠は「5,000円」
【中学生】 「15,000円」（年度内複数回可）ただし、中体連主催大会は「10,000」とする。また、標準記録到達扱い及びポイント制での出場枠は「10,000」とする。※中体連主催大会は学校（部活動後援会）及び士別市からも助成があるため「10,000円」とする。
【小学生】 「15,000円」（年度内複数回可）
国際大会が国内で開催の場合「20,000円」 国外で開催の場合「30,000円」
とする。ただし、マスターズ大会は半額とする。 |
5. その他 加盟団体の事務局は、該当する団体・個人を速やかに本協会事務局へ報告すること。
(原則として、事後報告は支出しない)

附 則

- 1 この規程は、昭和59年6月5日から施行する。
- 2 この規程は、昭和62年4月24日から施行する。
- 3 この規程は、昭和63年1月20日から施行する。
- 4 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

全国大会選手参加奨励費申請書

令和 年 月 日

一般財団法人事別市スポーツ協会
会長 神田英一様

加盟団体名

会長名

印

令和 年度において、下記のとおり全国大会に出場致しますので、全国大会選手
参加奨励費を交付されたく、開催要項等を添付し申請致します。

全国大会選手参加奨励費申請額	円
大 会 名	
開 催 期 間 月 日 () ~ 日 () 日間	
開 催 場 所	
出 場 種 目	
出 場 者 氏 名	個 人
	団 体
全 国 大 会 出 場 へ の 経 過	

※添付書類について 開催要項 1部
出場者名簿（上記出場者氏名欄に記入出来ない場合） 1部

全国大会選手参加奨励費報告書

令和 年 月 日

一般財団法人事別市スポーツ協会
会長 神田英一様

加盟団体名会長名印

令和 年度において、交付を受けた全国大会選手参加奨励費について、下記のとおり、開催要項等を添えて報告致します。

全国大会選手参加奨励金額	円				
大 会 名					
開 催 期 間	月	日 ()	～	日 ()	日間
開 催 場 所					
出 場 種 目					
出 場 者	個	人			
氏 名	団 体				
全 国 大 会 で の 結 果					

※添付書類について	大会プログラム	1部
	成績表	1部
	出場者名簿（上記出場者氏名欄に記入出来ない場合）	1部

ジュニア全道大会選手参加奨励規程

1. 目的 各種地区大会において全道大会への出場権を獲得した団体・個人に対し奨励金を支出する。ただし、地区予選がない競技については該当しないものとする。
2. 対象範囲 本協会加盟団体が認める傘下団体に所属する小学1年生から中学3年生までの個人又は団体とする。ただし、学校運動部は別途協議するものとする。
3. 区分
 - (1) 団体 士別市内にある学校運動部・スポーツ少年団・クラブ団体等
 - (2) 個人 士別市内の小中学校に通学する生徒
4. 対象大会 全国規模大会に通じる大会であること。ただし、中体連主催大会は対象外とする。
※中体連主催大会は学校（部活動後援会）及び士別市からも助成があるために除外する。
5. 金額
 - (1) 団体 「15,000円」（年度内 2回まで）
 - (2) 個人 「5,000円」（〃）
※ただし、同一大会で個人及び団体のいずれにも出場権を獲得している場合は団体を優先する。
6. その他 申請書を提出する際には、必ず地区大会での成績表とトーナメント表を添付すること。予選会なしでの出場枠獲得については不可とする。また、加盟団体事務局は、該当する団体・個人を速やかに本協会事務局へ報告すること。（原則として、事後報告は支出しない）

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

ジュニア全道大会選手参加奨励費申請書

令和 年 月 日

一般財団法人士別市スポーツ協会
会長 神田英一様

加盟団体名会長名

印

令和 年度において、下記のとおり全道大会に出場致しますので、ジュニア全道大会選手参加奨励費を交付されたく、開催要項等を添付し申請致します。

ジュニア全道大会選手参加奨励費申請額	円
大 会 名	
開 催 期 間	月 日() ~ 日() 日間
開 催 場 所	
出 場 種 目	
出 場 者 個 人	
氏 名 団 体	
全 道 大 会 出 場 へ の 経 過	

※添付書類について	開催要項	1部
	出場者名簿（上記出場者氏名欄に記入出来ない場合）	1部
	地区大会成績表（トーナメント表）	1部

ジュニア全道大会選手参加奨励費報告書

令和 年 月 日

一般財団法人士別市スポーツ協会
会長 神田英一様

加盟団体名会長名

印

令和 年度において、交付を受けたジュニア全道大会選手参加奨励費について、
下記のとおり、開催要項等を添えて報告致します。

ジュニア全道大会選手参加奨励金額	円
大 会 名	
開 催 期 間	月 日() ~ 日() 日間
開 催 場 所	
出 場 種 目	
出 場 者 個 人	
氏 名 団 体	
全 道 大 会 で の 結 果	

※添付書類について 大会プログラム 1部
 成績表 1部
 出場者名簿（上記出場者氏名欄に記入出来ない場合） 1部

加盟団体主催三事業助成金交付基準

1. 加盟団体主催三事業について

加盟団体主催による「スポーツ教室開設事業規程・指導者養成事業規程・選手強化事業規程」に該当する事業を対象とする。

2. 各規程に基づく「申請書及び報告書」の提出について

三事業の円滑化を促進するために、別紙により申請書及び報告書を提出した時点で内容を精査する。

3. 助成金の交付について

申請に対し事務局にて精査の上、各事業ごとに「助成金 10,000円」を交付する。

附 則

- 1 この基準は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、平成22年4月1日から施行する。
- 3 この基準は、令和3年10月1日から施行する。

スポーツ教室開設事業規程

1. 目的 スポーツの普及並びにスポーツ人口の拡大を目指し、加盟団体が自主的にスポーツ教室を開設することを奨励するため、加盟団体（上士別体育協会・多寄町スポーツ協会を除く）が独自で行うスポーツ教室に対し助成金を交付する。
2. 対象事業 指導者が配置された 1 回 2 時間程度のスポーツ教室
日数基準 原則として 1 日以上 5 日以内とする。
3. 条件 (1) 加盟団体が主催すること
(2) 士別市民が対象であること
4. 必要書類 (1) 事業申請書
 開催要項 (1 部を 1 週間前に提出)
 収支予算書 (1 部を 1 週間前に提出)
(2) 事業実施報告書
 参加者名簿 (1 部を 1 週間後に提出)
 収支決算書 (1 部を 1 週間後に提出)
5. 助成方法 別紙基準に基づき助成金を交付する。

附 則

- 1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和3年10月1日から施行する。
- 5 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

スポーツ教室開設事業申請書

令和 年 月 日

一般財団法人士別市スポーツ協会
会長 神田英一様

加盟団体名

会長名

印

令和 年度

教室の開設について（申請）

令和 年度 教室を開設いたしますので、関係書類を添えて申請
いたします。

記

1. 教室開設収支予算書 別紙のとおり

2. 開催要項 別紙のとおり

スポーツ教室開設事業実施報告書

令和 年 月 日

一般財団法人事別市スポーツ協会
会長 神田英一様

加盟団体名

会長名

印

令和 年度 教室の終了について（報告）

令和 年度 教室を終了いたしましたので、関係書類を添えて報
告いたします。

記

1. 教室実施収支決算書 別紙のとおり

2. 参加者名簿 別紙のとおり

指導者養成事業規程

1. 目的 スポーツの普及・振興並びに競技力向上を目指し、その核となる指導者の養成を図るため加盟団体（上士別体育協会・多寄町スポーツ協会を除く）が独自で行う指導者養成事業に対し助成金を交付する。
2. 対象事業
 - (1) 指導者講習会
 - (2) 指導者研修会
3. 条件
 - (1) 加盟団体が主催すること
 - (2) 士別市内の者を対象とすること
4. 必要書類
 - (1) 事業申請書
 - 開催要項 (1部を1週間前に提出)
 - 収支予算書 (1部を1週間前に提出)
 - (2) 事業実施報告書
 - 参加者名簿 (1部を1週間後に提出)
 - 収支決算書 (1部を1週間後に提出)
5. 助成方法 別紙基準に基づき助成金を交付する。

附 則

- 1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和3年10月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

指導者養成事業申請書

令和 年 月 日

一般財団法人事別市スポーツ協会
会長 神田英一様

加盟団体名

会長名

印

令和 年度 指導者養成（講習会・研修会）の開催について（申請）

令和 年度 指導者養成（講習会・研修会）を開催いたしますので、関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 指導者養成（講習会・研修会）収支予算書 別紙のとおり

2. 開催要項 別紙のとおり

指導者養成事業実施報告書

令和 年 月 日

一般財団法人事別市スポーツ協会
会長 神田英一様

加盟団体名

会長名

印

令和 年度 指導者養成（講習会・研修会）の終了について（報告）

令和 年度指導者養成（講習会・研修会）を終了いたしましたので、関係書類を添えて報告いたします。

記

1. 指導者養成（講習会・研修会）収支決算書 別紙のとおり

2. 参加者名簿 別紙のとおり

選手強化事業規程

1. 目的 各種競技の競技力向上をねらいとし、加盟団体（上士別体育協会・多寄町スポーツ協会を除く）が独自で行う選手強化事業に対し、助成金を交付する。
2. 対象事業
 - (1) スポーツ教室
 - (2) 強化合宿
 - (3) 強化練習会・記録会
 - (4) 講習会・研修会
3. 条件
 - (1) 加盟団体が主催すること
 - (2) 小学生以上が対象であること
 - (3) 一校だけの学校を対象にしないこと
4. 必要書類
 - (1) 事業申請書
開催要項 (1部を1週間前に提出)
収支予算書 (1部を1週間前に提出)
 - (2) 事業実施報告書
参加者名簿 (1部を1週間後に提出)
収支決算書 (1部を1週間後に提出)
5. 助成方法 別紙基準に基づき助成金を交付する。

附 則

- 1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和3年10月1日から施行する。
- 5 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

選手強化事業申請書

令和 年 月 日

一般財団法人士別市スポーツ協会
会長 神田英一様

加盟団体名

会長名

印

令和 年度 選手強化事業の開催について（申請）

令和 年度 選手強化事業を開催いたしますので、関係書類を添えて申請いたします。

記

- | | |
|----------|--------|
| 1. 事業名 | _____ |
| 2. 実施要項 | 別紙のとおり |
| 3. 収支予算書 | 別紙のとおり |

選手強化事業実施報告書

令和 年 月 日

一般財団法人士別市スポーツ協会
会長 神田英一様

加盟団体名

会長名

印

令和 年度 選手強化事業の終了について（報告）

令和 年度 選手強化事業を終了いたしましたので、関係書類を添えて報告いたします。

記

- | | |
|----------|--------|
| 1. 事業名 | _____ |
| 2. 参加者名簿 | 別紙のとおり |
| 3. 収支決算書 | 別紙のとおり |

指導者研修会参加奨励事業助成金交付基準

1. 指導者研修会参加奨励事業について

加盟団体が指導者の研修会及び講習会への派遣事業を対象とする。

2. 規程に基づく「申請書及び報告書」の提出について

事業の円滑化を促進するために、別紙により申請書及び報告書を提出した時点で内容を精査する。

3. 助成金の交付について

申請に対し事務局にて精査の上、1年間1団体につき「助成金 10,000円」を交付する。ただし、道外の研修会及び講習会等については、別途理事会において決定するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、平成22年4月1日から施行する。
- 3 この基準は、令和3年10月1日から施行する。

指導者研修会参加奨励事業規程

1. 目的 スポーツの普及・振興並びに競技力向上を目指し、その核となる指導者の養成を図るため、会長が承認する研修会及び講習会へ指導者を派遣させた場合、加盟団体に対し（上士別体育協会・多寄町スポーツ協会を除く）助成金を交付する。

2. 対象事業

- (1) 加盟団体の上部団体が主催又は共催の研修会及び講習会
- (2) 加盟団体の上部団体が主催又は共催の審判講習会
- (3) スポーツ指導者の研修会及び講習会
- (4) 士別市外で開催される研修会及び講習会

3. 条件

- (1) 加盟団体内において、指導者として活躍している者並びに将来中心となり活躍が期待される者。
- (2) 士別市内の者を対象とする。

4. 必要書類

(1) 研修会参加申請書	
開催要項	(1部を1週間前に提出)
(2) 参加者名簿	(1部を1週間前に提出)
(3) 研修会参加報告書	
研修会資料	(1部を1週間後に提出)
参加者名簿	(1部を1週間後に提出)
参加経費内訳書	(1部を1週間後に提出)

5. 助成方法 別紙基準に基づき助成金を交付する。

附則

- 1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和3年10月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

指導者研修会参加奨励費申請書

令和 年 月 日

一般財団法人事別市スポーツ協会
会長 神田英一様

加盟団体名

会長名

印

令和 年度 指導者研修会の参加について（申請）

令和 年度 指導者研修会に参加いたしますので、関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 指導者研修会開催要項 別紙のとおり

2. 参加者名簿 別紙のとおり

指導者研修会参加奨励費報告書

令和 年 月 日

一般財団法人事別市スポーツ協会
会長 神田英一様

加盟団体名

会長名

印

令和 年度 指導者研修会の終了について（報告）

令和 年度 指導者研修会が終了いたしましたので、関係書類を添えて報告いたします。

記

- | | |
|-------------|--------|
| 1. 指導者研修会資料 | 1式 |
| 2. 参加者名簿 | 別紙のとおり |
| 3. 参加経費内訳書 | 別紙のとおり |

加盟団体活動助成金交付基準

1. 「年間を通しての活動」助成について

年度当初において、加盟団体の活動報告書並びに活動助成金交付申請書が提出された時点で「活動助成金 30,000円」を交付する。ただし、上士別体育協会・多寄町スポーツ協会については、地域スポーツ振興助成として「活動助成金 70,000円」を交付する。

※活動報告書（総会議案で可）について

- ・前年度事業報告及び収支決算書
- ・当該年度事業計画及び収支予算書
- ・役員名簿

※活動助成金交付申請書 別紙のとおり

2. 「全道大会の開催並びに運営」助成について

加盟団体が「主催又は主管」として、全道大会を開催並びに運営する場合において全道大会開催助成金交付申請書及び全道大会開催事業実施報告書の提出により「全道大会開催助成金 50,000円」を交付する。

ただし、上記大会に準ずる場合並びに全道規模以上の大会については、理事会において協議の上、決定する。また、上記の助成金は当該年度 1 団体 1 大会とし、毎年度全道大会を開催する団体にあっては助成金を基準額の半額とする。

中高体連主催の競技大会は、原則として全国組織である中高体連が運営管理していることから助成対象としない。ただし、当該主催大会に（公財）北海道スポーツ協会及び同協会加盟の競技団体等の主催競技が同一大会を兼ねて実施される場合は、その状況に応じ別途協議する。

※全道大会開催助成金交付申請書 別紙のとおり

全道大会開催事業実施報告書 別紙のとおり

附 則

- 1 この基準は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、平成3年4月1日から施行する。
- 3 この基準は、平成22年4月1日から施行する。
- 4 この基準は、令和3年10月1日から施行する。
- 5 この基準は、令和4年4月1日から施行する。

加盟団体活動助成金交付申請書

令和 年 月 日

一般財団法人事別市スポーツ協会
会長 神田英一様

加盟団体名

会長名

印

令和 年度 加盟団体活動助成金の交付申請について

このことについて、別紙のとおり活動報告書を提出し、加盟団体活動助成金の交付を申請いたします。

記

1. 活動報告書について

- | | | |
|----|--------------------|----|
| ア. | 令和 年度 事業報告書及び収支決算書 | 1部 |
| イ. | 令和 年度 事業計画書及び収支予算書 | 1部 |
| ウ. | 役員名簿 | |

2. 加盟団体活動助成金の交付申請について

交付申請額 円

全道大会開催助成金交付申請書

令和 年 月 日

一般財団法人事別市スポーツ協会
会長 神田英一様

加盟団体名

会長名

印

令和 年度 全道大会開催助成金の交付申請について

このことについて、下記のとおり「全道大会開催助成金」を申請いたします。

記

1. 開催要項 1部

2. 収支予算書 1部

3. 助成金交付申請額 円

全道大会開催事業実施報告書

令和 年 月 日

一般財団法人事別市スポーツ協会
会長 神田英一様

加盟団体名

会長名

印

令和 年度 全道大会開催事業の実施報告について

このことについて、下記のとおり「全道大会開催事業」の報告をいたします。

記

1. 開催結果（大会プログラム） 1部

2. 収支決算書 1部

4. 一般財団法人士別市スポーツ協会加盟団体

士別軟式野球連盟

設立 昭和23年 4月 1日

体協加盟 昭和32年12月 3日

会員数 405名

役職名	氏名
会長	森 三千利
副会長	竹内 佳明 法邑 和浩 藤中 晃宏
理事長	松本 隆幸
事務局長	庄司 伸一
連絡者	庄司 伸一 ☎0165-26-7223 (士別市民文化センター)

士別剣道連盟

設立 昭和27年 4月 1日

体協加盟 昭和32年12月 3日

会員数 21名

役職名	氏名
会長	小林 一男
副会長	生方 輝喜
理事長	生方 輝喜
事務局長	岡村 弥
連絡者	岡村 弥 ☎0165-23-2166 (士別市立病院) ・ 090-2050-8420

士別柔道連盟

設立 昭和32年 4月 1日

体協加盟 昭和32年12月 3日

会員数 47名

役職名	氏名
会長	斎木 勲
副会長	佐藤 秀人 鷺見 謙一 但木 行久
理事長	汐川 順一
事務局長	國分 大樹
連絡者	國分 大樹 ☎090-9525-6709

士別相撲連盟

設立 昭和21年 4月 1日

体協加盟 昭和45年 4月 1日

会員数 12名

役職名	氏名
会長	菅 勝行
副会長	野田 治 杉澤 悅男
理事長	杉澤 悅男
事務局長	杉澤 悅男
連絡者	杉澤 悅男 ☎0165-23-5398

士別空手道連盟

設立 昭和50年 4月 1日

体協加盟 昭和50年 4月17日

会員数 28名

役職名	氏名
会長	富田 強
副会長	
理事長	石王 裕雅
事務局長	佐藤 勇斗
連絡者	佐藤 勇斗 ☎080-1878-2949

士別ソフトテニス連盟

設立 昭和24年 7月 1日

体協加盟 昭和32年12月 3日

会員数 18名

役職名	氏名
会長	村上 正俊
副会長	大森 智
理事長	三好 信之
事務局長	三好 信之
連絡者	三好 信之 ☎0165-23-0188

士別陸上競技協会

設立 昭和22年 9月 8日

体協加盟 昭和32年12月 3日

会員数 65名

役職名	氏名
会長	氏家 洋一
副会長	丸 すみ子
理事長	西條正史郎
事務局長	今井 淳次
連絡者	今井 淳次 0165-22-4318

士別卓球協会

設立 昭和22年 5月 1日

体協加盟 昭和33年12月 1日

会員数 41名

役職名	氏名
会長	古川 春男
副会長	辻 正信 胡摩崎 修 立花 卓磨
理事長	乗田 広美
事務局長	田中 幸子
連絡者	田中 幸子 090-5224-0018

士別水泳協会

設立 昭和45年 7月 1日

体協加盟 昭和45年 9月 1日

会員数 13名

役職名	氏名
会長	北口 雄幸
副会長	西川 剛 富田 孝
理事長	富田 孝
事務局長	小野 真希
連絡者	小野 真希 090-2071-1565

士別弓道会

設立 昭和 7年 9月 4日

体協加盟 昭和32年 7月 1日

会員数 51名

役職名	氏名
会長	梅田 誠
副会長	山田 清明 梅田 淳二
理事長	
事務局長	館岡 成美
連絡者	館岡 成美 ☎090-9432-1413

士別スキー協会

設立 昭和 7年10月 1日

体協加盟 昭和33年12月 1日

会員数 38名

役職名	氏名
会長	太田 雄三
副会長	氏家 洋一 鐘ヶ江一将 長谷田 稔美
理事長	上川 学
事務局長	熊谷 昌之
連絡者	熊谷 昌之 ☎0165-22-3408

士別バドミントン協会

設立 昭和33年 4月 1日

体協加盟 昭和34年 4月 1日

会員数 20名

役職名	氏名
会長	佐藤 敏文
副会長	藤原 賢治
理事長	小林 義行
事務局長	佐々木博文
連絡者	佐々木博文 ☎0165-23-1358

士別バレーボール協会

設立 昭和35年 4月 1日

体協加盟 昭和45年 4月 1日

会員数 50名

役職名	氏名
会長	神田 英一
副会長	
事務局長	佐々木 真
連絡者	佐々木 真 0165-22-2852

士別バスケットボール協会

設立 昭和35年 4月 1日

体協加盟 昭和35年 4月 1日

会員数 127名

役職名	氏名
会長	伊藤 公志
副会長	高橋 哲也
理事長	佐々木光司
事務局長	佐々木大輔
連絡者	佐々木大輔 0165-23-3121 (士別市役所)

士別ソフトボール協会

設立 昭和49年 6月 1日

体協加盟 昭和50年 4月17日

会員数 48名

役職名	氏名
会長	遠山 昭二
副会長	小野田 勝
理事長	清 玲
事務局長	佐々木秀夫
連絡者	佐々木秀夫 090-9081-0202

士別レスリング協会

設立 昭和52年 8月17日

体協加盟 昭和53年 4月21日

会員数 35名

役職名	氏名
会長	沼田 靖生
副会長	西尾 敦 佐々木 幹夫
理事長	丸 孝則
事務局長	高橋 意治
連絡者	丸 孝則 ☎0165-22-0360 (士別市スポーツ協会)

士別ウェイトリフティング協会

設立 昭和47年 4月 1日

体協加盟 昭和54年 4月19日

会員数 51名

役職名	氏名
会長	加納 修
副会長	三上 正洋
理事長	古川 敬
事務局長	佐久間 亘
連絡者	佐久間 亘 ☎090-7650-0718

上士別体育協会

設立 昭和25年 8月 1日

体協加盟 昭和32年12月 3日

会員数 270名

役職名	氏名
会長	斉藤 英樹
副会長	川岸 純一
事務局長	山田 有弘
連絡者	山田 有弘 ☎0165-24-2504

多寄町スポーツ協会

設立 昭和31年10月10日

体協加盟 昭和32年12月3日

会員数 809名

役職名	氏名
会長	石川 和則
副会長	後藤 真由美
事務局長	谷 寿彰
連絡者	谷 寿彰 ☎0165-26-2031

士別カーリング協会

設立 昭和55年3月2日

体協加盟 昭和56年4月22日

会員数 70名

役職名	氏名
会長	土岐 浩二
副会長	森 政勝 都 研司
理事長	藪中 晃宏
事務局長	齋藤 達彦
連絡者	齋藤 達彦 ☎0165-26-7726 (士別市役所建築課)

士別テニス協会

設立 昭和54年10月1日

体協加盟 昭和57年6月17日

会員数 75名

役職名	氏名
会長	松岡 大樹
副会長	工藤 典子 森 悠亮
事務局長	斉藤 貴郁
連絡者	斉藤 貴郁 ☎080-6080-9575

士別トランポリン協会

設立 昭和55年 4月 1日

体協加盟 平成 5年 4月 1日

会員数 34名

役職名	氏名
会長	菅原 勝司
副会長	玉置 準一
理事長	池田 政幸
事務局長	柏倉 崇志
連絡者	柏倉 崇志 0165-34-3832

サフォークランド士別サッカークラブ

設立 平成 3年 5月22日

体協加盟 平成19年 4月 1日

会員数 100名

役職名	氏名
会長	三野 一寿
副会長	澤田 智仁 武田 直 大谷 一樹
理事長	石川 陽介
事務局長	前澤 康行
連絡者	前澤 康行 0165-23-5255(前澤商会)

士別ゴルフ協会

設立 平成29年 4月 1日

体協加盟 平成29年 4月 1日

会員数 26名

役職名	氏名
会長	遠山 昭二
副会長	辻本 康行 村角 誠
理事長	
事務局長	十河 剛志
連絡者	十河 剛志 0165-23-1281(士別カントリー倶楽部)

5. 士別スポーツ少年団本部加盟団体

士別スポーツ少年団登録単位団一覧

団 数	単 位 団 名
1	士別空手道スポーツ少年団
2	サフォークランド士別サッカースポーツ少年団
3	士別十九野球スポーツ少年団
4	士別AC
5	士別つくもヤング少年団
6	士別南サフォーカバレーボールスポーツ少年団
7	KAMIKAWA・士別サムライブレイズジュニア

6. 士別市総合型地域スポーツクラブ

士別市総合型地域スポーツクラブ運営委員会規約

(名 称)

第1条 本クラブは士別市総合型地域スポーツクラブと称し、主たる事務局を一般財団法人士別市スポーツ協会事務局内（士別市総合体育館内）に置く。

(目 的)

第2条 本クラブは会員の健全な心身を育成し、地域社会における生涯スポーツの発展に寄与することを目的とする。

(組 織)

第3条 本クラブは次の団体をもって組織する。

- (1) 士別中央スポーツクラブ
- (2) 多寄スポーツクラブ
- (3) 上士別スポーツクラブ
- (4) 温根別スポーツクラブ

(会 員)

第4条 本クラブの会員は次のとおりとする。

- (1) 本クラブの会員は第2条の目的に賛同し入会した者及び団体を会員とする
- (2) 本クラブの指定するスポーツ傷害保険に原則として加入する

(事 業)

第5条 本クラブは第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 各種スポーツ大会、スポーツ教室及びスポーツフェスティバル等の開催
- (2) 健康体力相談及び栄養相談事業の開催
- (3) 指導者養成研修事業の開催
- (4) その他本クラブの目的達成のため必要な事業

(役 員)

第6条 本クラブに次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名
- (3) 理 事 長 1名
- (4) 運 営 委 員 10名以内
- (5) 監 事 2名

(役員の選任及び任期)

第7条 本クラブの役員の選任は第3条の組織及び士別市教育委員会、一般財団法人士別市スポーツ協会から選出され組織された運営委員会において選任し、任期は2年とし当該運営委員会の日から2年後の運営委員会の終結時までとする。ただし、再任は妨げない。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本クラブを代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。
- (3) 理事長は会長の命を受けて本クラブの会務を執行するとともに、会計事務を事務局に処理させる。
- (4) 運営委員は本クラブの会務を分担する。
- (5) 監事は本クラブの会計を監査する。

(会議)

第9条 本クラブの会議は第3条の組織及び士別市教育委員会、一般財団法人士別市スポーツ協会から選出された運営委員による運営委員会とする。

2 運営委員会は会長が招集する。

(顧問)

第10条 本クラブに顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は運営委員会の推薦により会長が委嘱する。
- (2) 顧問は会務の重要事項について会長の協議に応ずる。

(会計及び会費)

第11条 本クラブの運営資金は各号のとおりとする。

- (1) 各地区クラブ負担金
- (2) 国、道及び市からの補助金
- (3) 事業等による収入
- (4) 寄付金及び協賛金
- (5) その他

(議事)

第12条 本クラブの運営委員会は次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) 事業計画、事業報告の承認
- (4) その他目的達成に必要な事項

(会計年度)

第13条 本クラブの会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(細則)

第14条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な事項は運営委員会の決議によって定める。

附則

この規約は平成14年5月20日より施行する。

この規約は平成17年4月1日より施行する。

この規約は平成18年4月1日より施行する。

この規約は平成21年5月20日より施行する。

この規約は平成22年5月17日より施行する。

この規約は令和3年12月3日より施行する。

士別市総合型地域スポーツクラブ運営委員会役員名簿

役 職 名	氏 名						
顧 問	今井 忠則 佐々木文男						
会 長	堀 隼人						
副 会 長	石川 和則 斎藤 英樹 斎藤 啓						
理 事 長	大崎 陽司						
運 営 委 員	吉倉 司 西條 昌子 谷 寿彰 山田 有弘 上川 和也 徳竹 貴之						
監 事	稻安 豊一 石川 敏						
事 務 局	丸 孝則 竹内健太郎						

士別中央スポーツクラブ役員名簿

役 職 名	氏 名						
顧 問	今井 忠則						
会 長	堀 隼人						
副 会 長	大崎 陽司						
理 事 長	吉倉 司						
運 営 委 員	松本 俊也 西條 昌子 工藤 正昭 氏家 克仁 徳竹 貴之						
監 事	高橋 英充 大留 義幸						
事 務 局	丸 孝則 竹内健太郎						

多寄スポーツクラブ役員名簿

役 職 名	氏 名						
顧 問	佐々木文男						
会 長	石川 和則						
副 会 長	後藤真由美						
会 計	石川 栄子						
運 営 委 員	畠田 晴夫 山上 一夫 山本 栄一 笠羽 康平 阿部 隆好 金子 雅志 工藤 朝博 酒田 純子						
監 事	伊藤 博己 長谷田稔美						
事 務 局 長	谷 寿彰						

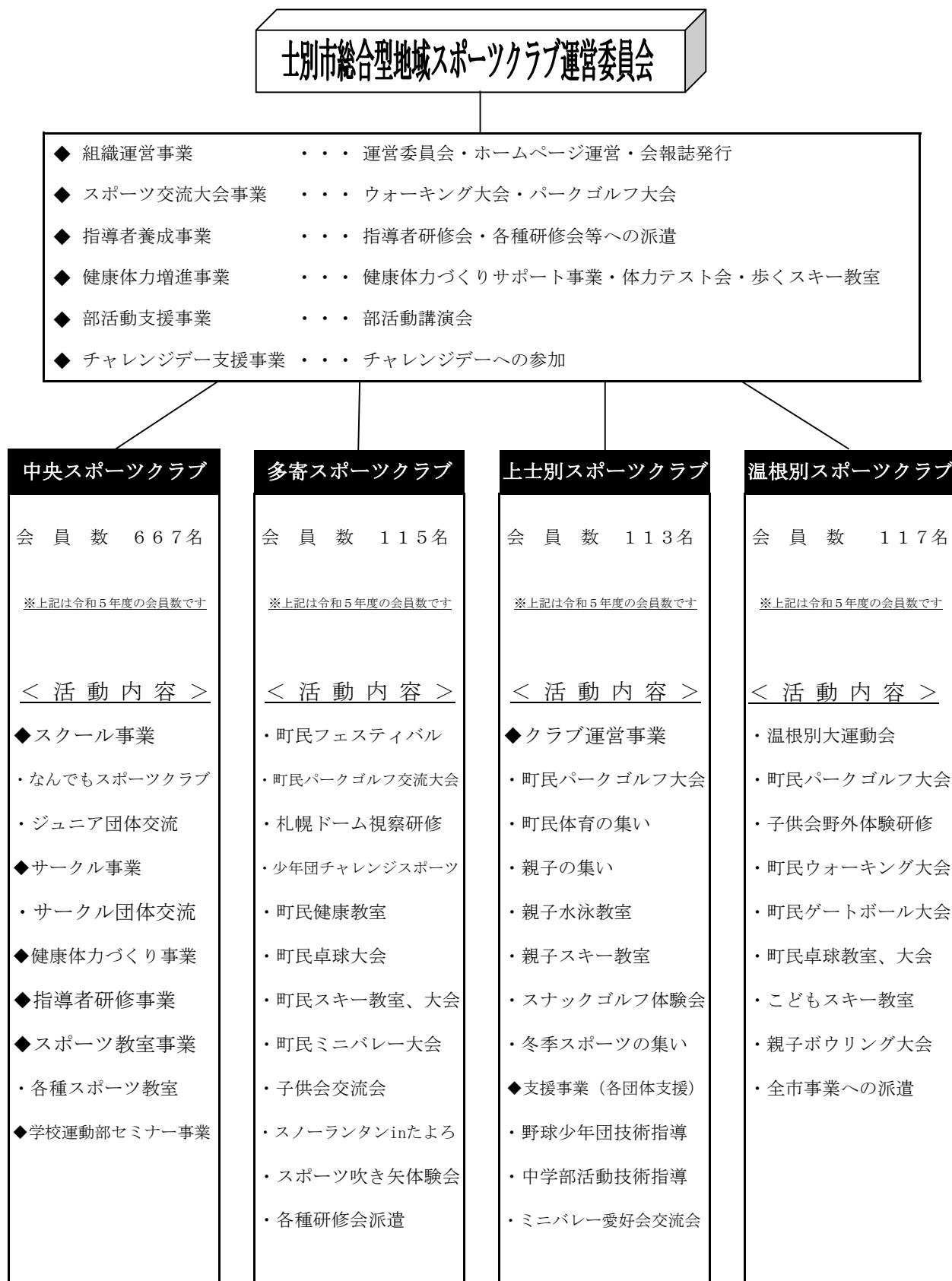
上士別スポーツクラブ役員名簿

役 職 名	氏 名							
顧 問	山居 忠彰 中山 義隆 上家 栄二							
会 長	斎藤 英樹							
副 会 長	石川 仁司 川岸 純一							
会 計	出原 和夫							
運 営 委 員	輿水 賢治 煙山 訓 及川 裕二 浅野 拓司 水留 裕介 植田 敏正 井上 慶紀 山本 静枝							
監 事	中島 瑞樹 後藤田 実							
事 務 局 長	山田 有弘							
事 務 局 次 長	桜木 卓也							

温根別スポーツクラブ役員名簿

役 職 名	氏 名							
顧 問	村上 緑一 植西 政勝							
会 長	齊藤 啓							
副 会 長	宍戸 泰之 植西 信雄							
運 営 委 員	岸 美香 佐々木憲也 上川 果林 山崎 貴 植西 政勝 山根 稔 木谷 登 錦田 正博							
監 事	稻安 豊一 寺崎 徳仁							
事 務 局 長	上川 和也							
事 務 局 次 長	佐々木章元							

士別市総合型地域スポーツクラブの活動概要



昭和32年12月 3日	創立	士別市体育協会
昭和62年10月 1日	法人許可	財団法人士別市体育協会
平成22年 3月19日	法人認可	一般財団法人士別市体育協会
令和 3年10月 1日	名称変更	一般財団法人士別市スポーツ協会

令和6(2024)年10月 発行 (2024～2025年度版)

一般財団法人士別市スポーツ協会 普及委員会

事務局所在地

〒095-0014 士別市東4条4丁目 士別市総合体育館内

TEL 0165-22-0360 FAX 0165-23-4409

Email info@shibetsu-sports.or.jp

URL <http://www.shibetsu-sports.or.jp/index.html>